

## 大東文化大学国際関係学部地域研究学会会則（2018・5・15日改正）

第1条 本会は、大東文化大学国際関係学部地域研究学会と称する。

第2条 本会は、地域研究およびそれに関連する言語、歴史、政治、経済、社会、芸術等の分野の学習と研究、情報の交換、ならびに研究者、学生の交流を促進することをその目的とする。

第3条 本会は、第2条に掲げた目的を達成するために、次の諸事業を行う。

1. 研究会、講演会、映画会等の開催
2. 図書および資料の収集
3. 出版物の作成
4. 国内・国外の研究者、学生との交流
5. その他必要と認められる事業

第4条 本会の事務所を埼玉県東松山市岩殿 560 大東文化大学国際関係学部内に置く。

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 大東文化大学国際関係学部（以下本学部と略称する）所属専任教員
2. 本学部学生
3. 大学院アジア地域研究科学生

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 運営委員 11名
  - A 教員委員 5名
  - B 学生委員 6名
3. 会計監査委員 2名

第7条 第6条に定める役員のうち、会長は本学部学部長をもってこれにあてる。

運営委員（教員委員）は会長が選出する。運営委員（学生）は学生委員の互選で選出する。

会計監査委員は、第5条1項に定める会員より互選によってこれを選出する。運営委員、会計監査委員の任期は1年とする。

第8条 会長および運営委員は運営委員会を構成する。

運営委員会は本会を運営し、事業計画および予算案を作成し、会務を分担処理する。また、必要に応じて会則改正案を作成する。運営委員会の議事は、構成員の過半数を

もってこれを決し、議事録にこれを記録する。

第9条 会長は毎年一回、5月末日までに定例総会を招集しなければならない。但し、必要に応じて、臨時総会を招集することができる。

第10条の1 総会においては次の事項を審議する。

1. 会則の改正に関する件
2. 毎年度の事業計画および予算案
3. 前年度の事業報告および決算報告
4. 運営委員会より提出された案件
5. その他本会運営のために必要な案件

第10条の2 総会は委任状を含め会員総数の4分の1の出席をもって成立する。

第11条 本会運営のための経費は会員の納付する会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会費は1年間2,000円とし、修業年限分を納入しなければならない。

第13条 本会の会計規則は、別にこれを定める。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

以上